



令和3年度 第2回肝疾患診療連携拠点病院間連絡協議会

肝炎総合対策について

令和4年1月28日

厚生労働省
健康局 がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

目 次

1. 肝炎対策予算	p. 3
2. 肝炎対策基本指針	p. 5
3. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業	p.10
4. 重症化予防の推進	p.16
5. 肝疾患連携体制の整備	p.21
6. 治療と仕事の両立支援	p.24
7. 国民に対する正しい知識の普及	p.29
8. 研究開発	p.42
9. B型肝炎特別措置法等について	p.46

肝炎の進行と対策のイメージ

感染

10~40年

無症候



慢性肝炎



肝硬変



肝がん



肝炎ウイルス検査（保健所や委託医療機関で実施。原則無料）

検査結果が陽性的場合

初回精密検査（無料。職域、妊婦健診、手術前の肝炎ウイルス検査で陽性的の場合も含む）

経過観察を要する場合

定期検査（年2回、所得等に応じ、無料、2000円/回又は3000円/回）

重症化予防対策

肝炎医療費助成

インターフェロン治療

B型

C型

核酸アナログ製剤治療

B型

（肝がんについては、慢性肝炎、肝硬変の段階から助成を受けている者）

インターフェロンフリー治療

C型

（非代償性肝硬変も含む）

所得に応じ、自己負担
1万円/月又は2万円/月

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

（年収約370万円以下、高額療養費3ヶ月目以降、自己負担1万円）

入院治療

肝がんの通院治療

（分子標的薬を用いた化学療法に限る）

障害認定（肝硬変）／自立支援医療（移植のみ）
障害年金（肝硬変）

B型肝炎
特措法

無症候性キャリア
600万円（50万円）

慢性肝炎
1,250万円
（300万円/150万円）

肝硬変（軽症）
2,500万円
（600万円/300万円）

肝硬変（重度）・肝がん
3,600万円（900万円）

C型肝炎
特措法

無症候性キャリア
1200万円

慢性肝炎
2,000万円

肝硬変・肝がん
4,000万円

※上記の括弧内の金額は、除斥期間を経過した者の場合

1. 肝炎対策予算

令和4年度 肝炎対策予算案の概要

令和4年度予算案 173億円 (令和3年度予算額 173億円)

基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」に基づき、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

1. 肝疾患治療の促進

88億円 (89億円)

○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

- ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

○肝がん・重度肝硬変に係る治療研究の促進及び患者への支援

- ・ 肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担軽減を図りつつ、治療研究を促進するための支援を実施する。

2. 肝炎ウイルス検査と重症化予防の推進

39億円 (40億円)

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し、相談や職域の健康診断における啓発の実施などにより、肝炎ウイルス検査の受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、肝炎ウイルス検査の個別勧奨を実施する。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、初回精密検査や定期検査費用に対する助成を行うことにより、肝炎患者の早期治療を促進し、重症化の予防を図る。

3. 地域における肝疾患診療連携体制の強化

5億円 (6億円)

○地域における肝疾患診療連携体制の強化

- ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活の相談支援等を行い、肝疾患診療連携体制の強化を図る。

○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

- ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図る。
- ・ 肝疾患診療連携拠点病院の相談員等が、肝炎患者からの相談に対する補助ツールとして活用することができる相談支援システムの運用等を行う。

4. 国民に対する正しい知識の普及

2億円 (2億円)

○肝炎総合対策推進国民運動（知って、肝炎プロジェクト）による普及啓発の推進

- ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

5. 研究の推進

38億円 (37億円)

- ・ B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発、C型肝炎の薬剤耐性等に関する研究等の実用化研究と、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

1,176億円 (1,173億円)

2. 肝炎対策基本指針

肝炎対策基本法 (平成21年法律第97号)

目 的 (第1条)

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める (第2条)
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする (第3条～第7条)
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める (第9条～第10条)
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める (第11条～第18条)

基本的施策 (第11条～第18条)

予防・早期発見の推進

(第11条～第12条)

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進 (第18条)

肝炎医療の均てん化の促進 (第13条～第17条)

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
(第2条第4号)

肝炎対策基本指針策定 (第9条～第10条)

肝炎対策推進 協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置



意見

資料提出等、
要請

協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針 (平成23年5月16日策定 平成28年6月30日改正)

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・基本的な方向
- ・肝炎予防
- ・肝炎検査
- ・肝炎医療体制
- ・人材育成
- ・調査研究
- ・医薬品研究
- ・啓発人権
- ・その他重要事項

肝炎対策基本指針の概要

平成23年 5月16日策定
平成28年 6月30日改正

事項	項 目	主 な 内 容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率を出来るだけ減少させることを指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、B型肝炎ワクチンの定期接種を推進していくこと。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。 ○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。 ○ 働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成することが必要であること。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。 ○ 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、検討を進めること。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。

肝炎対策基本指針の改正のポイント（案）

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。（指針案10参照） ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それに応じた取組を推進することが必要である。（指針案(28)～(31)参照）
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等の推進に引き続き取り組む。（指針案34参照）
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査を受けたことがない人等に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。（指針案48参照）
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。（指針案60参照）

事項	項 目	改 正 の ポ イ ン ト
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。 (指針案78参照)
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。 (指針案86参照)
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変、肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。 (指針案90参照)
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進方策を検討し、肝炎患者等の人権の尊重に向けた取組を進める。(指針案108参照)
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言、更に必要な意見交換を地方公共団体、拠点病院等に対して行うものとする。 (指針案121参照)

3 . 肝がん・重度肝硬変 治療研究促進事業

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の概要

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の特徴を踏まえ、患者の医療費の負担の軽減を図りつつ、患者からの臨床データを収集し、肝がん・重度肝硬変の予後の改善や生活の質の向上、肝がんの再発の抑制などを目指した、肝がん・重度肝硬変治療にかかるガイドラインの作成など、肝がん・重度肝硬変の治療研究を促進するための支援を実施。
(平成30年12月開始。令和3年4月から見直し。)

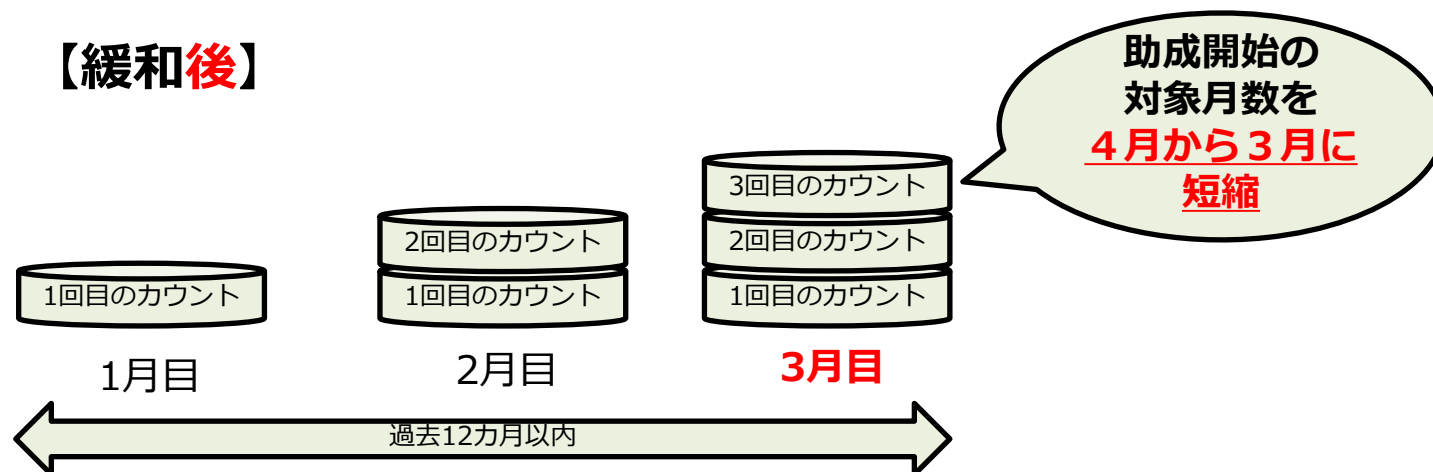
実施主体	都道府県
対象者	B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変に関する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の医療に関する給付を受けている者で、臨床調査個人票及び研究への同意書を提出した者 (所得制限: 年収約370万円以下を対象)
対象医療	肝がん・重度肝硬変の入院治療、 <u>分子標的薬による肝がんの通院治療(*)</u> で過去1年間で <u>3月以上</u> 高額療養費算定基準額を超えた場合に、高額療養費算定基準額を超えた <u>3月目以降</u> の医療費に対し、公費負担を行う。 * 肝動注化学療法による肝がんの通院治療を含む。
自己負担月額	1万円
財源負担	国：地方 = 1：1
令和4年度概算要求額	14億円

※令和3年4月から下記の見直しを実施。(該当箇所は上記の下線部分)

- ・分子標的薬による通院治療を本事業の対象に加えること
- ・月数要件を4月から3月にする

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の要件が緩和 2021年4月1日～

- ✓ B型・C型肝炎ウイルス起因の肝がん・重度肝硬変患者
 - ✓ 年収370万円以下
 - ✓ 入院医療
 - 外来医療も対象に追加
- 分子標的薬
 - 免疫チェックポイント阻害薬
 - 肝動注化学療法
- ✓ 高額療養費の限度額を超えた月が **3** 月目から自己負担 1 万円



(※) 入院・外来の組み合わせは問わない

指定医療機関指定勧奨用リーフレット

肝がんや重度肝硬変の
患者さんの支援のため

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の

指定医療機関の指定申請のお願い。

③肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業とは・・・

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の患者さん（年収約370万円以下の方）を対象に、肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）に係る医療費が高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含み過去1年間で3月以上の場合に、指定医療機関で受けた医療にかかる費用が高療を超えた月について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。〔※「肝動注化学療法」を含む。〕

④指定医療機関の要件は下記の2点です。

- ・肝がん・重度肝硬変に係る医療を適切に行うことができる。
- ・肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施に協力できる。

④指定医療機関の指定の手続。

- ・提出書類は、指定医療機関指定申請書1枚です。
- ・都道府県が指定します。

医療記録票の記載

患者さんが入院又は通院したときに記載してください。
患者さんが最初に入院又は通院したときは医療記録票の配布をお願いします。

患者さんへの制度の案内

（都道府県が配布するリーフレットを活用してください。）

臨床調査個人票の作成

（臨床調査個人票は、診断書に類した内容の書類です。）

公費負担医療の請求等

（入院の場合のみ。）

厚生労働省ホームページの「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」から、事業の詳細を確認することができます。



- 入院と通院の繰り返しにより医療費が高額となる患者さんの負担軽減のため、指定医療機関指定申請書を都道府県の担当課に提出してください。
- 詳細は都道府県の担当課に御確認ください。

都道府県記入欄

償還払い手続き案内リーフレット

B型・C型肝炎ウイルスが原因の

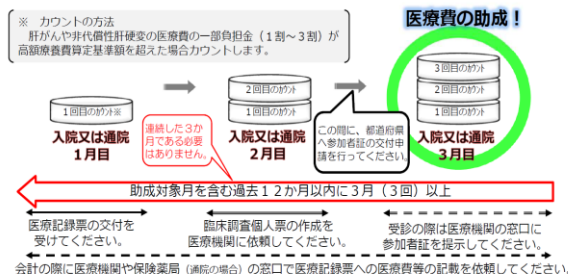
「肝がん」や「重度肝硬変」の医療費は、
治療3月目から助成が受けられます。

（主な要件は以下のとおりです。詳細は都道府県に御確認ください。）

○助成対象となる主な要件

- ・B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断されている。
- ・年収約370万円以下である。
- ・肝がん・重度肝硬変の入院治療又は肝がんの通院治療（分子標的薬を用いた化学療法※に限る）を受けている。〔※「肝動注化学療法」を含む。〕
- ・上記の治療に係る医療費について、高額療養費算定基準額（高療）を超えた月が助成月を含み過去1年間で3月以上ある。

○高療を超える3月目以降の医療費について、患者さんの自己負担額が1万円となるよう助成します。



通院に係る医療費の助成を受けるには都道府県への償還請求が必要です。

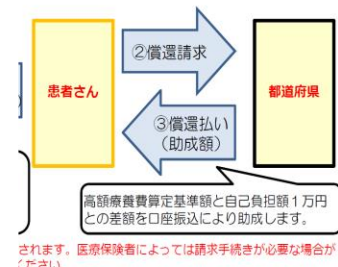
医療費の 助成方法	入院 の場合	窓口の自己負担額が1万円となります。 ※参加者証を窓口で提示できない場合は、一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行ってください。
	通院の 場合	償還払いで自己負担額が1万円となります。 窓口では一部負担金（3割等の金額）を支払い、後日、助成額の償還請求を参加者証の交付を受けた都道府県に対して行うことで、医療費償還払い請求書に記載した患者さんの口座に振り込まれます。 償還請求の方法は裏面を御確認ください。

□（その他、都道府県知事が申請内容の審査に必要と認める書類：各都道府県で追記）

● 提出先

請求者が居住する都道府県の担当課

償還請求の手続き



書類

氏様式例7)

保険者証、高齢受給者証又は後期高齢者医療被

受診した全ての医療機関、保険薬局が発行した領

できる資料（キャッシュカードの写し等）

「詐欺」や「個人情報の詐欺」にご注意ください。

- 都道府県や厚生労働省などが、ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 都道府県や厚生労働省などが、「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業」の助成をするために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに都道府県や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話がかかってきたり、不審な郵便が届いたら、迷わず、お住いの都道府県の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の担当課や最寄りの警察署（または警察相談専用電話[9110]）に御連絡ください。

○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の認定、助成実績(暫定値)

- 10月末を報告期限としている8月分までの助成実績のデータを集計。
 - ・未回答県〔1県〕分については、以前に報告のあったデータを使用。
- 実績値は変動する可能性がある。
 - ・入院の助成実績については、支払機関から都道府県に報告される実績をもとにしており、支払機関での医療費の審査状況により追加報告が生じる。
 - ・外来の助成実績については、患者から都道府県への償還請求の時期や都道府県での支払審査の状況により追加報告が生じる。

年月	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3年度												
				小計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認定	92	375	224	305	21	39	70	91	84							
助成	167	840	948	663	125	127	134	158	119							
内、外来				209	29	40	58	48	34							

※H30年度は、H30年12月からH31年3月まで。

○指定医療機関数（肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業指定医療機関）

1, 4 4 4 か所（令和3年12月時点）

（参考）専門医療機関（肝疾患に関する専門医療機関）

3, 0 6 4 か所＋拠点病院 7 1 か所（平成30年度）

指定医療機関の確保

- （1）拠点病院（指定医療機関に全て指定済）や規模が比較的大きい肝疾患専門医療機関で治療を受けている患者さんからの助成申請（実績）が多いことを踏まえ、規模が比較的大きい専門医療機関で指定を受けていない機関を中心に指定申請の勧奨をお願いします。
- （2）令和2年1月から運用の弾力化を実施していますが、対象患者の認定（参加者証の交付）の要件となる2月の入院又は通院については、指定医療機関以外での医療機関での入院又は通院を可能としていることから、医療記録票の確認時に指定医療機関以外の医療機関で医療が行われていることを把握した段階で当該医療機関に対して個別に指定申請の勧奨を引き続きお願いします。

※ 都道府県における指定医療機関の指定申請の勧奨に活用できるチラシと医療機関向けの簡易版マニュアルのひな型を作成し、厚生労働省ホームページに掲載しています。

これらの資料は、患者さんが指定医療機関ではない医療機関に転院する場合に、転院先の医療機関への指定申請の案内にも御活用ください。

4. 重症化予防の推進

初回精密検査費用の助成（令和2年4月改正）

事業概要

肝炎ウイルス陽性者を早期に初回精密検査に結びつけ、慢性肝炎や肝硬変、肝がんへの重症化予防を図るため、初回精密検査費用の助成を行う。

事業内容

助成回数	1回
対象者	以下の要件に該当する者 ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険者 ・以下のいずれかで陽性と判定された者 ①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診 ②職域における肝炎ウイルス検査 ③母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。） ④手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。） ・陽性者のフォローアップに同意した者
自己負担額	自己負担なし
請求に必要な書類	①ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業における肝炎ウイルス検査若しくは健康増進事業の肝炎ウイルス検診を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書 ※平成30年度より肝炎ウイルス検査の前又は後でフォローアップの同意取得が可能 ②職域健診における肝炎ウイルス検査を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書、職域の肝炎ウイルス検査を受けたことについての証明書、必要な場合にフォローアップの同意書 ③妊婦健診における肝炎ウイルス検査を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、母子健康手帳の検査日及び検査結果が確認できるページの写し（※）、必要な場合にフォローアップの同意書 ※母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認 ④手術前の肝炎ウイルス検査を受けた者 請求書、医療機関の領収書、診療明細書、肝炎ウイルス検査結果通知書、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料の算定されたことが確認できる診療明細書、必要な場合にフォローアップの同意書
対象医療	・初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用 ・検査項目 - a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像） - b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間） - c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD） - d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量） - e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定等） - f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量） - g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

定期検査費用の助成（実施主体：都道府県）

●対象者：以下の全ての要件に該当する者

- ・医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- ・肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
※無症候性キャリアは対象外
- ・住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属するもの
- ・フォローアップに同意した者
- ・肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者（※重複受給でないこと）

●助成対象費用

- ・初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として都道府県が認めた費用。
検査項目；初回精密検査の項目と同様
- ・肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象。

●助成回数：1年度2回（初回精密検査を含む）

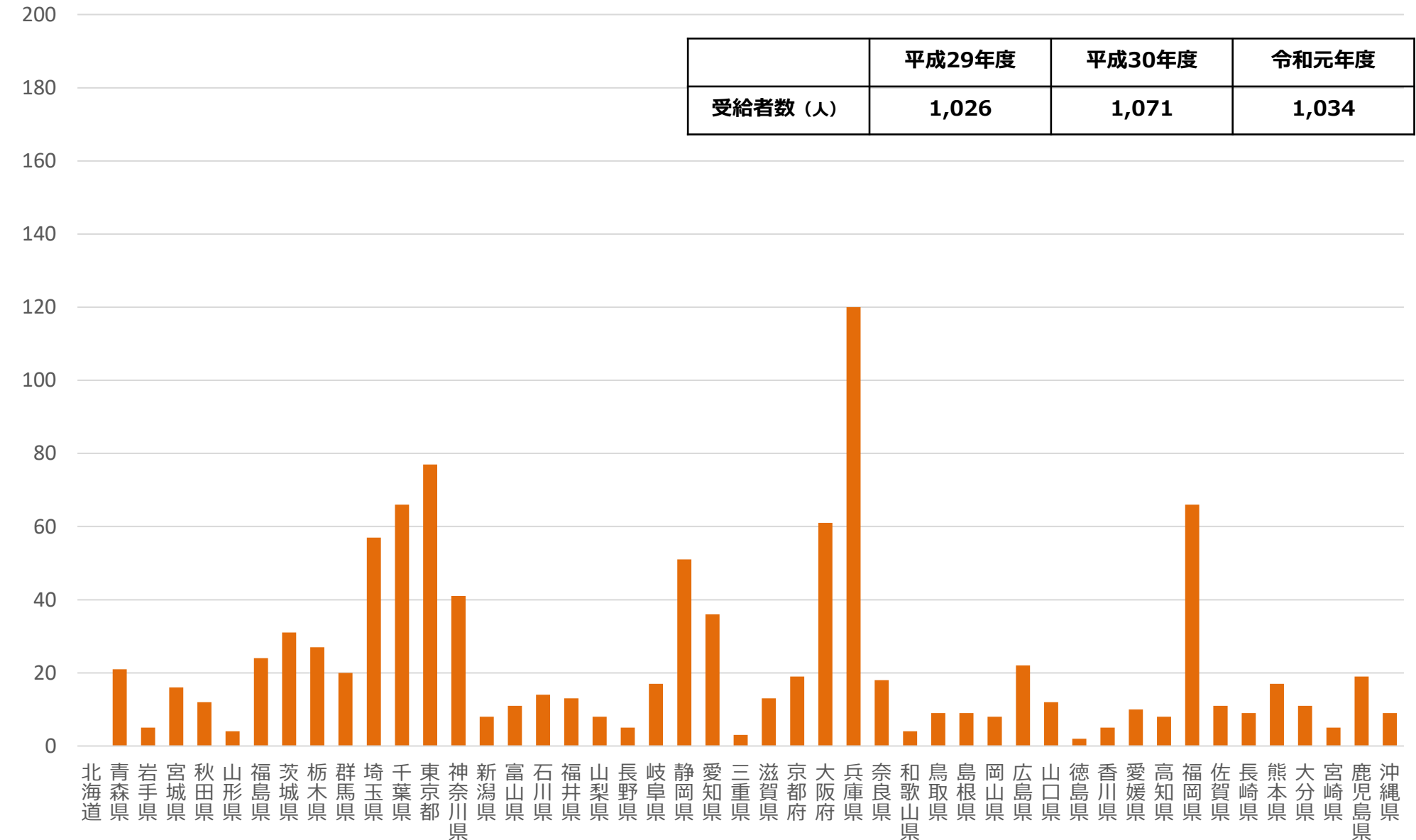
●検査費用の請求について必要な書類

- ・請求書、医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書、診断書 ⇒ 都道府県知事に請求。平成30年度から医師の診断書については一定の条件の下、省略ができることとした。

初回精密検査費用助成の受給者数（令和元年度）

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数（人）	1,026	1,071	1,034



定期検査費用助成の受給者数（令和元年度）

(人)

600

500

400

300

200

100

0

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
受給者数（人）	2,121	3,073	3,517

北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

5．肝疾患診療体制の整備

肝炎医療コーディネーターについて

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）参照

肝炎対策のステップ

肝炎対策基本指針
の目標

国民

ステップ0 「予防」

- ・肝炎に関する基本的な知識の普及・啓発
- ・B型肝炎ワクチンの定期接種
- ・相談窓口の案内

ステップ1 「受検」

- ・肝炎ウイルス検査の受検勧奨
- ・検査が受けられる医療機関、検診機関の紹介

ステップ2 「受診」

- ・肝炎検査陽性者への受診勧奨
- ・専門医療機関や拠点病院、肝疾患相談の紹介
- ・初回精密検査や定期検査費用助成の案内

ステップ3 「受療」

- ・医療費助成や障害者手帳等の制度の案内
- ・服薬指導
- ・仕事と治療の両立支援
- ・抗ウイルス治療後の定期受診の勧奨

肝硬変・肝がんへの
移行者を減らす

肝炎医療コーディネーター

1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

肝炎医療コーディネーターの活動・養成に関する支援資材

①



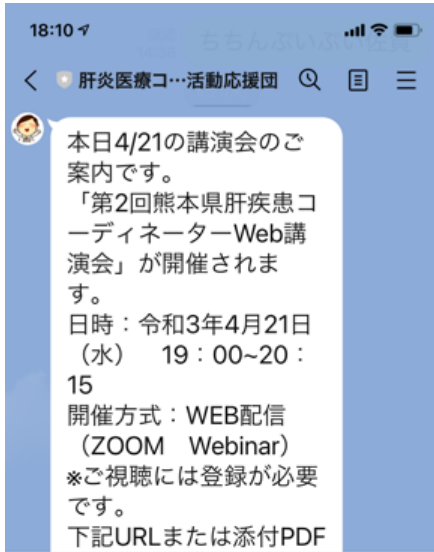
②



③



④



① 全国の様々な地域やフィールドで活動する肝炎医療コーディネーターの方々の活動支援資材

② 行政職員が肝炎医療コーディネーターの養成をどのように進めたらよいか、日常業務に密接に関係する具体例を盛り込みながら説明するガイドブック

③ 肝炎医療コーディネーターの役割や必要知識、活動指針や事例についてまとめた教本

④ 肝炎医療コーディネーターへ向けて拠点病院等からの情報発信、活動アンケート等を行うための公式LINEアカウント

(①②：医療従事者向け肝炎医療コーディネーター班活動支援サイトHP：<https://kan-co.net>よりダウンロード可能

③：江口有一郎・小野俊樹・武内和久(2020). 肝炎医療コーディネーターこれだけは！ 福博印刷株式会社)

・厚生労働科学研究補助金肝炎等克服政策研究事業「肝炎ウイルス検査受検から受診、受療に至る肝炎対策の効果検証と拡充に関する研究」、「非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関する研究」(研究代表者：江口有一郎先生)

6．治療と仕事の両立支援

就労支援に関する取組

① 肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業（平成26年度～）

肝疾患診療連携拠点病院等において、就労に関する専門家（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリア・コンサルタント等）を配置するなどして、肝炎患者の就労の継続等に関する支援に対応できる体制を整備し、その効果を検証（平成26年度より実施）

・支援対象者

肝炎患者・感染者であることは知っているが、通院や治療を行っていない者

肝炎患者で現に医療機関に通院し・治療を受けており、就労を維持しながら治療継続の支援を必要とする者

・支援内容（拠点病院での実施内容により異なる）

相談への対応（リーフレット等を用いた説明、支援対象者の利便性に合った適切な医療機関を紹介等）

・支援対象者の了承を得た上で、勤務先の産業保健スタッフ・労務担当者・経営者等に対し、肝炎について啓発資料等を活用して肝炎に対する意識向上を図り、支援者の状況に応じた配慮の要請。

・その他、支援対象者の実情に応じ、必要な支援。

※適宜フォローアップを実施

・実施状況 拠点病院19カ所で実施（平成30年度）

主な内容

- ・ハローワーク、ソーシャルワーカーによる就労相談
- ・社会保険労務士・肝疾患コーディネーターによる相談会
- ・企業等に出向いての啓発活動、等

② 厚生労働科学研究費 肝炎等克服政策研究事業



（東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学HP：<http://kanen5.med.u-tokai.ac.jp/index.html>）

③ 事業者等への周知

日本医師会
認定産業医研修会
申請中（問い合わせ先は下記）

日本医学会連合 加盟学会連携フォーラム

当日受付・事前申込み不要
無料

治療は
経口薬なので
仕事は
続けられる
ゾー

肝炎ウイルス
検査を受けるゾー

新卒研修医
サポートキャラクター
「かんゾーちゃん」
◎フォローアップ班

治療と仕事の両立支援とは？
—— 肝疾患からできること ——

（日本医学会連合加盟学会連携フォーラム 2019年6月1日）

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

平成28年2月、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を公表（平成31年3月に「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に名称変更）。

- ガイドラインは、事業者が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめたものである。
- ガイドラインでは、休暇制度・勤務制度等の整備をはじめとした、両立支援を行うための環境整備、両立支援の進め方に加え、参考資料としてがん、脳卒中、肝疾患、難病、心疾患、糖尿病について特に留意すべき事項をとりまとめている。

肝疾患に関する留意事項（平成29年3月に追加）

肝疾患に罹患した労働者に対して治療と仕事の両立支援を行うにあたって、ガイドラインの内容に加えて、特に留意すべき事項をまとめたものである。

- ① 肝疾患に関する基礎情報として、肝疾患の発生状況、主な肝疾患の治療
- ② 両立支援にあたっての留意事項として、肝疾患の特徴を踏まえた対応、肝疾患に対する不正確な理解・知識に伴う問題への対応を掲載している。

事業場における治療と仕事の
両立支援のためのガイドライン

令和2年3月改訂版

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490701.pdf>

企業・医療機関連携マニュアル

企業・医療機関連携マニュアルは、治療と仕事の両立支援のため、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って、その作成のポイントを示すものである。

具体的な事例を通じた記載例（事例編）

- ・平成30年3月
がんの事例（4例）を作成
- ・平成31年3月
肝疾患の事例（3例）、脳卒中の事例（4例）を追加
- ・令和2年3月
難病の事例（3例）を追加
- ・令和3年3月
心疾患の事例（3例）、糖尿病の事例（3例）を追加

肝疾患の具体的事例

- ・事例1：B型肝炎でインターフェロン治療の開始に伴い、一時的に業務内容の調整を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例
- ・事例2：C型肝炎で治療終了後、経過観察中に肝がんが見つかり、シフトの調整等を行いながら、入院と通院による治療と仕事の両立を目指す事例
- ・事例3：肝硬変の治療中、合併症を発症したため、業務内容の変更などを行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例



<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000609405.pdf>

「両立支援コーディネーター」の養成

働き方改革実行計画目標： 2020年度までに2,000人養成

※ 2020年3月末で4,129人、2021年3月末で7,531人を養成

両立支援コーディネーター

担い手： 企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

機能： 支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

役割： それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整

支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等

平成30年3月30日付け基安発0303第1号働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について



※関係者との調整を行うに当たっては、両立支援コーディネーターは、事業場に対して支援対象者の代理で交渉行為を行うものではない

7. 国民に対する正しい 知識の普及

肝炎総合対策推進国民運動事業の概要

知って、肝炎

Hepatitis: Think Again

概 要

「肝炎対策の推進に関する基本指針」（平成23年5月16日制定、平成28年6月30日改正）に基づき（※）、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けた行動を促すため、**多種多様な媒体を活用しての効果的な情報発信や民間企業との連携を通じた肝炎対策を展開し、肝炎総合対策を国民運動として推進**するもの。

（※） 基本指針の「第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向（5）肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発」において、『肝炎ウイルスは感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気がつきにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組む必要がある。』とされている。

事業の内容

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| 1. 広報戦略の策定 | 5. パートナー企業・団体との活動 |
| 2. 情報発信（メディアの活用、WEBコンテンツの制作・運用） | 6. 広報技術支援（行政の広報施策のサポート） |
| 3. イベントの実施（日本肝炎デー関連イベント、集中広報の実施） | 7. 国民運動の効果検証 |
| 4. 大使・スペシャルサポーターの活動支援 | 8. 運営事務局の設置 |

⇒ 肝炎の『**早期発見**』『**早期治療**』を重点的に訴求（全ての国民が一度は受検する必要がある『**肝炎ウイルス検査**』の積極推進）

政策課題解決型の戦略的広報の展開

〔令和3年度の主な活動〕

（1）全体イベントの実施

- ・7/29 「知って、肝炎プロジェクト 世界・日本肝炎デー2021」開催

（2）自治体・関係団体向けの啓発活動

- ・和歌山県・福岡県・宮崎県における集中広報の実施
- ・都道府県知事、市町村長、関係団体の長への表敬訪問の実施
〔38都道府県、27市町村、5団体を訪問（令和3年4月末現在）〕
（平成26年からの累計）

（3）情報発信

- ・オフィシャルホームページの運用
- ・メディアを通じた広報（新聞、テレビ、ラジオ等への記事掲載や広告）
- ・ポスター・リーフレットの作成
- ・動画の作成

（4）その他

- ・パートナー企業・団体の支援
- ・「知って、肝炎プロモーター」の支援

知って、肝炎プロジェクト 大使・スペシャルサポーター

「知って、肝炎プロジェクト」においては、杉特別参与や大使・スペシャルサポーターのご協力を得て、日本肝炎デーに合わせた全体イベントや、首長訪問による啓発活動等を実施。



健康行政特別参与 杉 良太郎
特別大使 伍代 夏子
広報大使 徳光 和夫

スペシャルサポーター

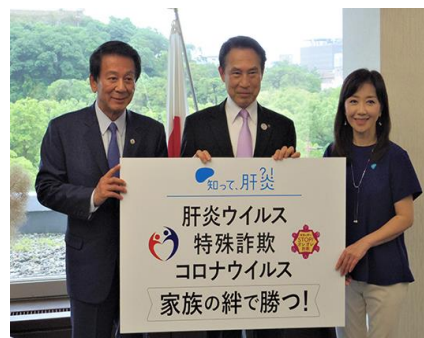
石川ひとみ	小橋 建太	乃木坂46
石田 純一	コロッケ	平松 政次
岩本 輝雄	島谷 ひとみ	的場 浩司
w-inds.千葉 涼平	清水 宏保	山川 豊
AKB48	瀬川 瑛子	山本 譲二
HKT48	SOLIDEMO	※五十音順（敬称略）
EXILE	高島 礼子	R2年8月時点
SKE48	高橋 みなみ	
STU48	田辺 靖雄	
NGT48	豊田 陽平	
NMB48	仁志 敏久	



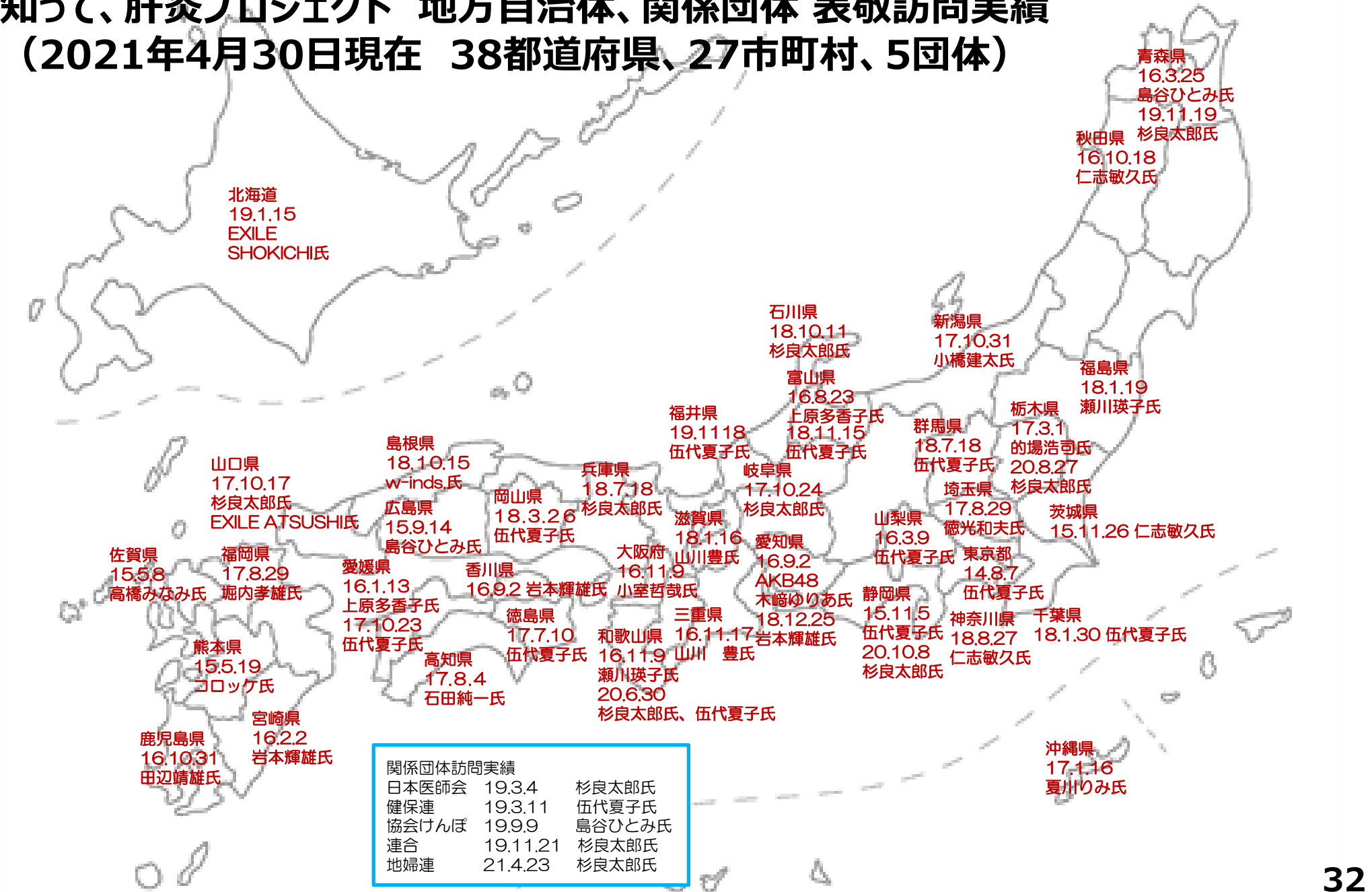
■ 全体イベントの開催



■ 首長訪問による啓発活動



知って、肝炎プロジェクト 地方自治体、関係団体 表敬訪問実績 (2021年4月30日現在 38都道府県、27市町村、5団体)



関係団体訪問実績			
日本医師会	19.3.4	杉良太郎氏	
健保連	19.3.11	伍代夏子氏	
協会けんぽ	19.9.9	島谷ひとみ氏	
連合	19.11.21	杉良太郎氏	
地婦連	21.4.23	杉良太郎氏	

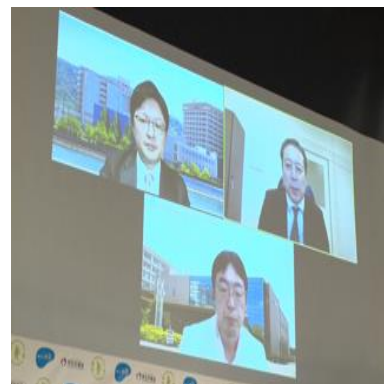
「知って、肝炎プロジェクト」 令和3年度活動報告

知って、肝炎?

①「知って、肝炎プロジェクト 世界・日本肝炎デー2021」を開催

令和3年7月29日に開催された「知って、肝炎プロジェクト 世界・日本肝炎デー2021」にて、大使・スペシャルサポーターによる肝炎の普及啓発を行いました。

また、国立国際医療研究センター 肝炎・免疫研究センター研究センター長兼肝炎情報センター長の考藤達哉先生、和歌山県立医科大学 内科学第2講座・講師の井田良幸先生、久留米大学医学部内科学講座 医療センター教授であり福岡県肝疾患相談支援センター センター長の井出達也先生にも参加いただき、全国や集中広報県の肝炎対策の現状や普及啓発における課題について意見交換会を実施しました。



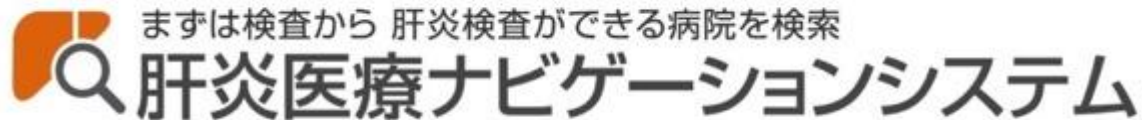
②山形県民に肝炎の早期発見・早期治療を啓発

令和3年11月2日に杉良太郎健康行政特別参与が山形県を表敬訪問し、山形県知事の吉村美栄子氏、山形大学医学部長の上野義之先生とともに、同県の肝炎対策について懇談を行いました。

吉村知事は、山形県の肝炎の現状や対策について、「山形県は積極的に肝炎対策に取り組んでおり、拠点病院を中心に、かかりつけ医療機関と肝炎専門医療機関との連携を強化している。その呼びかけや山形県民の真面目で協力的な県民性もあって肝炎ウイルス検査の受検率も高い。本日の懇談を契機として、県民挙げて肝炎対策に取り組んでいきたい。」と、肝炎に対する思いを語りました。



肝炎医療ナビゲーションシステム



肝炎ウイルス検査ができる病院などをウェブで検索できるシステム

- ー 肝炎ウイルス検査を受けられる全国の20,000件以上(※)の拠点病院、専門医療機関、保健所、委託医療機関、1,400件以上の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の指定医療機関等の検索が可能

(※) 登録件数は2018年4月時点のものであり順次拡大いたします。

- ✓ 「地図から探す」をクリックすると、検索したい地域の地図が表示され、肝炎検査のできる病院を簡単に探すことが可能
- ✓ GPS機能で現在地を特定し、最寄りの施設がどこなのかがわかる
- ✓ データ通信の安全性を確保するためにSSLとよばれる暗号化通信を採用



B型肝炎の教育資材

新着情報

研修会・連絡協議会

拠点病院の取り組み

一覧

2020年3月6日

厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。

2020年2月26日

B型肝炎の教育資材を掲載いたしました。

2020年2月25日

令和元年度 肝疾患診療連携拠点病院 肝疾患相談支援センター関係者向け研修会（令和2年2月28日、29日）は延期いたします。

2020年2月14日

令和元年度 第2回連絡協議会及び医師・責任者向け研修会の資料を掲載しました。

2020年1月31日

国内で実施される臨床研究（試験）の情報を検索できるサイト「臨床研究情報ポータルサイト」をリンク集に掲載しました。肝炎に関する臨床研究（試験）情報も検索できます。（外部サイトにリンクします）

2020年1月24日

令和元年度 第2回 連絡協議会及び医師・責任者向け研修会を開催しました。

2019年12月17日

厚生労働省事務連絡「肝がん・重症肝硬変治療研究促進事業実施要綱及び実施上取扱いの改正について（運用の弾力化に伴うもの）」を掲載しました。

2019年12月13日

「肝疾患診療連携拠点病院の現状と課題—肝炎情報センターによる拠点病院活動調査結果から」をプレスリリースいたしました。（外部サイトにリンクします）

2019年11月13日

肝疾患診療連携拠点病院の現状調査報告結果が更新されました。平成21年度～平成30年度分が掲載されています。

2019年10月29日

厚生労働省事務連絡「令和元年台風第19号に伴う大雨による災害による被災者に

肝炎情報センター facebook

知って、肝炎

肝ナビ

肝疾患ナビゲーションシステム

厚生労働省

肝疾患診療連携拠点病院の現状調査結果

B型肝炎の教育資材

肝炎体操

情報発信サポートツール

イラストダウンロード

肝疾患に関する資料

の「肝炎」



医療従事者養成課程の方を対象とした、最低限知っておきたい知識
(診断・治療・感染予防・差別/偏見) について整理することを目的とした教育資材

B型肝炎の教育資材

これだけは知っておきたい B型肝炎ガイド

B型肝炎ウイルス感染者は世界で約2億4000万人、日本で約110万～140万人と推定され、世界最大級の感染症とも言われています。その病態は複雑で診断・治療は専門医が担当することが多いですが、一般医療従事者もB型肝炎の患者さんをケアする機会は日常的に少なくないと思われます。

本書「これだけは知っておきたいB型肝炎ガイド」は医療従事者の養成課程の方々を対象に、最低限知っておいていただきたい知識の整理に役立てていただくことを意図して作られました。診断・治療のみならず、感染予防や差別・偏見の防止の教育も目的としています。

このガイドが皆様の知識の整理と、患者さんのより良いケアにつながることを願っています。

○ 医学生向け（医学生/医師/歯学生/歯科医師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 医学生/医師・歯学生/歯科医師向け（PDF：9.3MB）



○ 看護士向け（看護学生/看護師/歯科衛生士）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 看護学生・看護師・歯科衛生士向け（PDF：9.3MB）



○ 検査技師向け（臨床検査技師を志す学生/臨床検査技師）

1. 疫学
2. 自然経過
3. 診断
4. 再活性化
5. 感染予防
6. 治療

● 臨床検査技師を志す学生・臨床検査技師向け（PDF：9.4MB）



B型肝炎の副読本作成

私たちができること

肝炎についての正しい知識を学び、感染を予防し、患者の方々に対する偏見や差別をなくしましょう。集団予防接種によるB型肝炎の感染拡大の経緯を知り、被害にあった方々の声を聴き、被害回復の過程を学び、二度と同様の被害が起こらない社会をつくっていきましょう。



参考

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の検証及び再発防止に関する研究」報告書(抜粋)
今回のような社会の制度を介した、国民の生命・健康に関わる事態の再発防止に向けた対策として、国民も積極的な姿勢を持つことが不可欠な基盤である。

「集団予防接種等によるB型肝炎感染拡大の再発防止策について」提言(抜粋)
国民にあっても、厚生労働行政は国民一人一人の生命と健康に関わるものであり、昨今、国民の意識は高まってきたが、今後は、国や自治体の施策に一切をゆだねるという受け身の姿勢ではなく、国、自治体、医療従事者の対応を把握し、理解・協力・指摘を行う積極的な意識と姿勢を持つことが望まれる。

B型肝炎についてもっと深く知りたい

肝炎情報センター(青少年のための初めて学ぶ肝炎)
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/program/manabustart.html>



厚生労働省(B型肝炎訴訟について)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/



厚生労働省(肝炎総合対策の推進について)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/>



知って肝炎プロジェクト
<http://www.kanen.org/>



肝炎ウィルス検査マップ
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/kan-en/>



全国B型肝炎訴訟弁護団
<http://bkan.jp/>



年 組



集団予防接種による40万人以上の命や健康への被害。
わたしたちはこの被害から何を学べるのでしょうか。
ひとりひとりが寄り添い共に生きる社会のために。



(※) 令和2年度に、全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団の皆さまのご協力のもと、副読本「B型肝炎 いのちの教育」を作成。

B型肝炎患者による患者講義

B型肝炎患者による 患者講義実施について

**B型肝炎被害の教訓を語り伝え
未来を担う生徒と一緒に人権を考える講義**

全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団作成資料より引用

患者講義で学べること

生命の尊さを学ぶ

人間の尊重の意味を学ぶ

生徒の心に響く
講義です！

私達は、患者講義を全国各地で実施してきました(人権教育・特別講義・社会科など)。
B型肝炎被害を学ぶことは、よりよい社会を実現し、将来の人権侵害を防止するために役立つものであって、有意義な教材となります。

また、B型肝炎ウイルス感染者の状況や偏見差別を恐れる気持ちを理解することも、あらゆる偏見差別の根絶のために役立つものであって、有意義な教材となるものです。

そして、これらの点は、患者や遺族の声を直接聞くことで、より深く理解することができるものです。患者講義を実施してみませんか。

「患者講義」とは

「B型肝炎の患者・家族が、自分の体験を語ることを通じて、B型肝炎被害の実態や患者が抱える苦しみについて知ること、偏見・差別を解消し、同じ過ちを繰り返さないようにする取り組み」のことです。B型肝炎の正しい知識を知ってもらうとともに、患者・遺族の生の声をお伝えしています。

講義を受けた感想



- ・お話の中で、大切な人にB型肝炎患者であることを伝える時、たくさんの思いがあったとありました。私の身近にはB型肝炎患者の方はいませんが、障害を抱える人はいます。彼らも今回話していただいているような思いを持っているのかと思うと、自分の行動はどうだったか不安になります。今後生きて行く上で、よく考えていきたいです。(中学生)
- ・自分の周りにB型肝炎の人がいたら、他の人と同じように接したい。その人に酷いことを言う人いたら、今日教わったことを話したい。(中学生)
- ・話がとても心に残った。この話をもっといろんな人に知ってほしいと思った。(中学生)
- ・その苦しみ、悲しみ、つらさを分かってあげたいです。B型肝炎になってもその人をすごく幸せにしたいし、助けたいです。(小学生)
- ・B型肝炎にかかって苦しかったと思います。もし誰かがB型肝炎にかかったら、日本中、世界中でも私は助けたいです。(小学生)

B型肝炎訴訟での私たちの取り組み

私たちは、40年という長期間にわたる集団予防接種時の注射器の連続使用によって、40万人を超える被害者がB型肝炎ウイルスに感染し、慢性肝炎や肝硬変・肝がん等の症状や死に至ったことにつき国の責任を明らかにし、その被害回復や肝炎患者に対する恒久対策の進展等に向けて努力を続けてきました。



この問題については、2011年に私たちと国との間で締結された基本合意及び2012年成立の法律により、一定の解決の道筋ができました。

私たちは、受けた被害の教訓と被害回復に向けた取り組みを教育にも生かすため、全国各地の中学、高校を含む様々な教育機関で、患者、遺族の声を届ける活動を行っています。



患者講義の実績

「患者講義」は、2014年から開始し、2021年末現在、様々な大学・高校・中学校等で、500回以上の講義を実施しました。これまでに講義を受講した学生・生徒は、約50,000人です。これからの未来を担う生徒や学生に「患者講義」は大きな学びを与えています！！

【授業の流れ(例)】時間50分

【導入】5分

B型肝炎とはどんな病気なのか、感染後の症状の進行など、B型肝炎の基礎知識を知る。

【展開Ⅰ】10分

集団予防接種によるB型肝炎感染被害の歴史、B型肝炎訴訟のあゆみ、どのような過程により被害者の救済が進められてきたのかを知る。

【展開Ⅱ】20分

肝炎患者や遺族の体験談を聞き、被害の実態を知る。被害者の声について、印象的な部分や、印象に残った理由を班やグループ内で発表する。

【展開Ⅲ】10分

感染症を防止し、偏見を持たず、差別をしないために、B型肝炎についての正しい知識を知る。

【まとめ】5分

二度と同じ被害を繰り返さないために、社会の一員として何が出来るのかを考え、発表する。

・実施場所：貴校内、または貴校の指定した会場 ・実施時間・授業内容：貴校のご要望に対応可
・対象人数：不問 ※学年、クラス数は問いません。1クラスから全校生まで対応可能です。



お問い合わせ先

厚生労働省 B型肝炎訴訟対策室

TEL:03-5253-1111(内線2101)
FAX:03-3595-2169
E-mail: bkan-inochi@mhlw.go.jp

お申し込み方法

別添の「申込書」に必要事項を明記の上、左記のFAX又はe-mailにてお申し込みください。派遣の日程調整等をさせていただきます。※派遣希望時期よりも余裕をもって申し込み願います。

青少年のための「初めて学ぶ肝炎」

国の肝炎総合対策

肝炎情報センターとは

ユーザー別で探す

カテゴリ別で探す

資料庫

肝炎情報センターの ミッション(使命)

連携 — 肝疾患診療連携拠点病院とともに
情報 — 肝疾患診療のソフトウェア・リソース
研修 — 明日の肝疾患診療・相談業務に活かす

拠点病院と相談・支援センターを探す

ユーザー別で探す

一般・患者の方へ

保育関係者の方へ

高齢者施設の方へ

働く方へ

産業保健関係者の方へ

医療関係者の方へ

肝疾患診療連携拠点病院関係者の方へ

カテゴリ別で探す

センターの取り組み

全国の拠点病院の紹介と
取り組み

都道府県・市町村の取り組み

病気について

医療・福祉の制度やサービス

日常生活の場での注意点

B型肝炎の母子感染について

関連主要通知・診療ガイド
ライン等

新着情報

研修会・連絡協議会

拠点病院の取り組み

一覧

- 2018年9月7日 厚生労働省事務連絡「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被災者に係る被保険者証等の提示等について」を掲載しました。(PDF:183KB)
- 2018年9月7日 厚生労働省事務連絡「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。(PDF:129KB)
- 2018年9月6日 厚生労働省事務連絡「平成30年8月30日からの大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」を掲載しました。(PDF:207KB)
- 2018年9月6日 厚生労働省事務連絡「平成30年8月30日からの大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」を掲載しました。(PDF:127KB)
- 2018年8月14日 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業に関する厚労省からのリーフレットについて情報提供をいたします。指定医療機関は、制度開始が近くなりました。肝ナビ上で検索可能になる予定です。(PDF:234KB)
- 2018年8月3日 「参加型プログラム 誰でも簡単にできる肝炎体操」を公開しましたのでお知らせいたします。肝炎体操は久留米大学川口巧先生、橋田竜樹先生によって開発された運動プログラムです。広い場所を必要とせず、その場でできる運動で、背中、太もも、ふくらはぎを鍛える効果があります。
- 2018年7月26日 平成30年7月12日健肝発0712第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課 肝臓対策推進室長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」が発表されましたので情報提供いたします。(PDF:834KB)

肝炎情報センター
facebook

知って 肝炎
Hepatitis 101

肝ナビ
肝炎医療ナビゲーションシステム

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

参加型プログラム 誰でも簡単にできる
肝炎体操

情報発信サポートツール
イラストダウンロード

肝疾患に関する
音訳資料

青少年のための
「初めて学ぶ肝炎」

青少年のための「初めて学ぶ肝炎」：スタートページ

はじめに

本プログラムは、主に中学生を中心とした青少年が肝炎に関する正しい知識を学ぶことにより、肝炎ウイルスの感染を予防し、その感染や患者の方々に対する偏見や差別をなくすことを目的としています。きちんと学ぶことにより、こうした病気に対する偏見や誤解に苦しんでいる人々を支えていく社会の一員になりましょう。

もちろん、青少年のみならず、多くのみなさんにも理解してもらえるように、本プログラムは構成されていますので、親子でいっしょに学ぶなど、肝炎に対する理解がより多くのみなさんに広がることを願っています。



プログラムの流れ

あなたは、肝炎ウイルスの感染に関して、どのくらい知っていますか。各問題に答えながら、学んでいきましょう。

スタート

・青少年のための肝炎ウイルスの感染予防教育プログラム：厚生労働科学研究費補助金 難病・がんなどの疾病分野の医療の実用化研究事業「肝炎ウイルス検査体制の整備と普及啓発に関する研究」（研究代表者：加藤真吾）

差別、偏見に対する取組状況

「肝炎ウイルス感染者に対する差別や偏見の実態を把握し、その被害の防止のためのガイドラインを作成するための研究」について（龍岡班 23年度～25年度）

- 方法** 肝炎患者、医療従事者、一般生活者等を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査と解析。
（偏見や差別を受けたと感じた経験、肝炎の知識やイメージなど）

○結果の概要

- ・ 偏見や差別の原因についてみると、最も大きな要因として**ウイルス性肝炎についての知識の不足**を挙げることができる。
- ・ いわれのない不当な偏見や差別の被害を防止するためには、**肝炎についての適切な方法による必要な知識の普及・啓発、教育のほか、偏見や差別についての一般的な教育が必要かつ有効**である。

各種リーフレット等を作成し、厚労省ＨＰで公開

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/poster.html>)

○知って、肝炎プロジェクト



○「集団生活の場における肝炎ウイルス感染予防」のための手引・ガイドラインの作成



（研究代表者：東京大学医学部附属病院感染症内科 四柳 宏先生）

ウイルス肝炎、ウイルス肝炎患者について理解を深めるためのホームページを作成



<https://kanen-soudan.com/>

(参考)人権擁護相談窓口

○法務省の常設相談所(法務局・地方法務局・支局内)

みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) **0570-003-110**

インターネット人権相談窓口 https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101.html

(詳細は法務省人権擁護局フロントページへ <http://www.moj.go.jp/JINKEN/index.html>)

○都道府県等の人権相談窓口 都道府県等のHP等参照

○日本司法支援センター 法テラス(法的なトラブル解決の総合案内所)

法的トラブルの場合

利用料:0円

通話料:固定電話からは全国一律3分8.5円(税別)

電話番号:0570-078374(PHS可) (IP電話からは03-6745-5600)

受付日時:平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00

(詳細は法テラスHPへ <http://www.houterasu.or.jp/index.html>)

8. 研究開発

肝炎研究 10 年戦略

肝炎治療戦略会議取りまとめ
(戦略期間：平成24年度～令和3年度)

平成28年度
中間見直し

◆肝炎研究の戦略

H20年度～

肝炎研究
7 年戦略

H24年度～

肝炎研究
10 年戦略

H28年度

中間見直し

【目的】 B型肝炎、C型肝炎の治療成績の向上を目指し、肝炎に関する臨床・基礎・疫学研究等を推進する。

・B型肝炎創薬実用化研究を追記
・抗ウイルス療法に係る新規知見の追記、修正

・インターフェロンフリー治療の登場等
・戦略目標（研究成果目標、治療成績目標）の追記、修正
・改正した肝炎対策基本指針を反映

【中間見直し】

戦略目標（令和3年度まで）

《研究成果目標》 ※研究内容自体のアウトプット（新設）

臨床研究	B型肝炎：ウイルス排除を可能とする治療薬・治療法を開発し、臨床試験・臨床応用につなげる C型肝炎：薬剤耐性ウイルスに効果のある治療薬・治療法を開発し、臨床試験・臨床応用につなげる 肝硬変：線維化の改善に資する治療薬・治療法を開発し、臨床試験・臨床応用につなげる 肝がん：肝発がん、再発を予防する治療薬・治療法や予知する検査法・診断法を開発し、臨床試験・臨床応用につなげる
基礎研究	各領域で基礎研究を推進し、臨床応用に資する成果を獲得する
疫学研究	肝炎総合対策に係る施策の企画、立案に資する基礎データを獲得する
行政研究	肝炎総合対策の推進に資する成果を獲得する

特に、B型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進

《治療成績目標》 ※研究成果等を踏まえたアウトカム（現状を踏まえた見直し）

(1)抗ウイルス療法による5年後のB型肝炎のHBs抗原陰性化率	約6%→約8%
(2)C型慢性肝炎、代償性肝硬変におけるSVR率	約90%以上→約95～100%
(3)非代償性肝硬変(Child-Pugh C)における50%生存期間	約18ヶ月→約24ヶ月
(4)肝硬変からの肝発がん率	B型肝炎硬変 約3%→約2% C型肝炎硬変 約5～8%→約3～5%

背景

- 「肝炎研究10カ年戦略」に基づき、肝炎に係る研究を行っているが、令和3年度が最終年のため、内容を見直し、令和4年度以降の肝炎研究に係る戦略を定めることが必要。
- 令和3年3月1日の第20回肝炎治療戦略会議で議論いただいた見直し案を「中間とりまとめ」（※）として、令和3年5月に公表。
（※）肝炎対策基本指針の見直しと整合性の取れたものとするため、本戦略の見直しの正式決定は、基本指針の改正を告示の上、決定する予定。

肝炎研究推進戦略（肝炎研究10カ年戦略の見直し案）の概要

1. 課題

① B型肝炎

- 創薬実用化に向けた研究は、一定の成果が得られているものの、実臨床への応用には至っていない。
- 創薬に資する研究は引き続き重点課題であり、B型肝炎からの発がん機序解明も課題。

② C型肝炎

- インターフェロンフリー治療によるSVR率は95%以上を達成し、肝硬変からの発がん率も目標に到達。
- 薬剤耐性ウイルスや非代償性肝硬変に対するSVR率の改善やウイルス排除後の発がん等が残された課題。

③ 非代償性肝硬変

- 肝移植に代わる治療法がなく、臨床応用可能な抗線維化薬の開発が喫緊の課題。
- 肝硬変からの発がん割合が高いことから、早期に非侵襲的に線維化の評価を可能とする方法の確立が必要。

④ 肝がん

- 非ウイルス性肝疾患による肝がんが増加。肝発がん機序の解明に資する研究が生命予後の延長に必要。

2. 目標

B型肝炎：核酸アナログ製剤治療によるHBs抗原陰性化率の改善（現状約3%→約5%）。

C型肝炎：慢性肝炎、代償性肝硬変におけるSVR率の改善（現状約95%以上→100%）、
非代償性肝硬変におけるSVR率の改善（現状約92%→約95%）。

非代償性肝硬変：2年生存率の改善（Child Pugh Bは現状約70%→約80%、Child Pugh Cは現状の約45%→約55%）。

肝がん：年齢調整罹患率の改善（現状約13%→約7%）。

現在実施中の研究一覧

肝炎等克服政策研究事業

研究 類型	開始 年度	終了 年度	研究者等名	所属研究機関	採択課題名
指定	H30	R4	小池 和彦	公立学校共済組合関東中央病院	肝がん・重度肝硬変の治療に係るガイドラインの作成等に資する研究
一般	R1	R3	田中 純子	広島大学大学院医歯薬保健学 研究院 疫学・疾病制御学	肝炎ウイルス感染状況の把握及び肝炎ウイルス排除への方策に 資する疫学研究
一般	R2	R4	是永 匡紹	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	新たな手法を用いた肝炎ウイルス検査受検率・陽性者受診率の向上に 資する研究
指定	R2	R4	考藤 達哉	国立国際医療研究センター・ 肝炎免疫研究センター	肝炎総合対策の拡充への新たなアプローチに関する研究
指定	R2	R4	松岡 隆介	国立感染症研究所	肝炎等克服政策研究事業の企画及び評価に関する研究
指定	R2	R4	江口 有一郎	医療法人 ロコメディカル ロコメディカル総合研究所	非ウイルス性を含めた肝疾患のトータルケアに資する人材育成等に関 する研究
指定	R2	R4	八橋 弘	長崎医療センター	ソーシャルメディア等を活用した肝炎ウイルス感染者の偏見差別の 解消を目指した研究
一般	R3	R5	金子 周一	金沢大学医薬保健研究域医学系	ネットワーク社会における地域の特性に応じた肝疾患診療連携体制 構築に資する研究
指定	R3	R5	四柳 宏	東京大学医科学研究所先端 医療研究センター	オーダーメイドな肝炎ウイルス感染防止・重症化予防ストラテジー の確立に資する研究

9. B型肝炎特別措置法等について

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の概要

集団予防接種等の際の注射器の連続使用によるB型肝炎ウイルスの感染被害の全体的な解決を図るため、当該連続使用によってB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等を対象とする給付金等を支給するため、所要の措置を講ずるもの。(平成24年1月施行。令和3年度改正法(6月18日公布・施行)により、令和8年度末まで延長)

1. 対象者

- (1) 対象者は、昭和23年から昭和63年までの集団予防接種等における注射器の連続使用により、7歳になるまでの間にB型肝炎ウイルスに感染した者及びその者から母子感染した者等(特定B型肝炎ウイルス感染者)
※ 給付金等を受けるためには提訴する必要がある。
- (2) 対象者の認定は、裁判上の和解手続等(確定判決、和解、調停)において行う。

2. 特定B型肝炎ウイルス感染者を対象とする給付金等の支給

- (1) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金：
※ 支給事務は、社会保険診療報酬支払基金が実施。

① 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3600万円	②除斥期間が経過した死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
③ 肝硬変(軽度)	2500万円	④除斥期間が経過した肝硬変(軽度)	600万円(300万円*)
⑤ 慢性B型肝炎	1250万円	⑥除斥期間が経過した慢性B型肝炎	300万円(150万円*)
⑦ 無症候性持続感染者	600万円	⑧除斥期間が経過した無症候性持続感染者	50万円

* 現にり患しておらず、治療を受けたこともない者に対する給付額

※ 訴訟手当金として、弁護士費用(給付金の4%)、検査費用を支給。
- (2) 追加給付金：(1)の受給者について、病態が進展した場合、既に支給した金額との差額(②、④、⑥及び⑧は全額)を支給他に、⑧については、定期検査費等に係る一部負担金相当等を支給

3. 請求期限

- ・令和9年3月31日までに提訴(和解日等から1か月以内に請求)
- ・なお、追加給付金は、病態が進展したことを知った日から5年以内に請求(新規の提訴は不要)
- 定期検査費等は、当該検査等を受けたときから5年以内に請求(新規の提訴は不要)

4. 費用及び財源

- ・社会保険診療報酬支払基金に基金を設置し、政府が資金を交付。
- ・政府は、平成24年度から令和8年度までの各年度において支払基金に対して交付する資金については、平成24年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保(法附則)。

ポスター・リーフレットの配布

昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間、
満7歳になるまでに、
集団予防接種を受けたことがある方へ。



上記期間の集団予防接種等の注射器連続使用で
B型肝炎ウイルスに感染した方には、病態区分に応じ、
給付金等が支給される場合があります。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

給付金の対象となる方や受け取るための手続に関する資料を掲載しています。



感染しているかどうかを調べるために
肝炎ウイルス検査を受けましょう。
採血だけなので短時間で終わります。

詳しくは、最寄りの保健所、お住まいの市区町村、
都道府県にお問い合わせください。



また、相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

厚生労働省 電話相談窓口
[年末年始を除く平日9:00～17:00]

03-3595-2252

我が国では、出生時の母子感染の他、昭和60年代初頭までに集団予防接種などの際に行われていた注射器の連続使用が原因で、多くの方がB型肝炎ウイルスに感染したと見込まれています（最大で40万人以上が集団予防接種等により感染した可能性があります）。

以下の条件に当てはまる方は、一定の手続によって国からの給付金を受け取ることができます。

給付金対象者は以下の4つの条件を満たす方です

- ✓ B型肝炎ウイルスに持続感染している方
 - ✓ 満7歳になるまでに集団予防接種を受けた方
 - ✓ 昭和23年7月1日～昭和63年1月27日の間に、
集団予防接種を受けた方
 - ✓ 集団予防接種以外の感染原因(母子感染・輸血等)がない方
- 給付金対象者から母子(父子)感染している方や、
給付金対象者の相続人も対象となります。

集団予防接種とB型肝炎ウイルス感染との因果関係が認められた方には、病態区分に応じ、以下の給付金等が支払われます。

主な給付金等の内容※1

※1 下記の病態に応じ、訴訟手当金や定期検査費用等が支給されます。

死亡・肝がん・肝硬変(重度)	3,600万円	20年の除斥期間を経過した方については、 死亡・肝がん・肝硬変(重度)	900万円
肝硬変(軽度)	2,500万円	肝硬変(軽度)	600万円(300万円)
慢性肝炎	1,250万円	慢性肝炎	300万円(150万円)
無症候性キャリア※2	50万円	無症候性キャリア	50万円

※2 20年の除斥期間を経過していない方については 600万円

給付金を受け取るための手続

給付金を受け取るためには、救済要件を満たしていることと、病態を証明するため、医療機関などから必要な証拠を収集していただき、国を相手とした国家賠償請求訴訟を提起していただく必要があります。裁判上の和解手続により、救済要件を満たしていることが証拠から確認できた方には、給付金をお支払いします。

詳しくは

厚生労働省ホームページ

B型肝炎訴訟

検索

※ これらの一連の手続の一部または全部を弁護士に依頼することができます。(手続を弁護士に依頼し、和解が成立した場合には、給付金額の4%相当分が訴訟手当金として別途給付されます。)弁護士については、「B型肝炎 弁護士」で検索できます。また、厚生労働省ホームページに各地の弁護団の連絡先へのリンクを掲載しています。

B型肝炎訴訟に関する資料、問い合わせ先

<訴訟（和解手続等）に関する照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

電話相談窓口：03-3595-2252（直通）

受付時間：午前9時から午後5時まで

月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html

B型肝炎訴訟の手引き（第5版）

ご自身での提訴を考えている方へ（説明編・提出編）

内容：提訴時に必要な証拠書類の収集方法（説明編）

提出書類の様式集、訴状見本（提出編）

（医療機関向け）覚書診断書作成にあたってのお願い（提出編） など

B型肝炎訴訟の手引き

<第5版>

ご自身での提訴を考えている方へ（提出編）

～はじめに～
この手引きは、主にご自身での提訴を考えている方に向けて、B型肝炎訴訟の和解手続の流れや必要となる様式等についてまとめたものです。
『B型肝炎訴訟の手引き<第5版>—ご自身での提訴を考えている方へ（説明編）』に対応していますので、提訴をご検討されている方は、（説明編）と併せてご参照ください。
この手引きに掲載されている各様式を証拠資料として使用される際には、厚生労働省ホームページ【B型肝炎訴訟について】
（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/b-kanen/index.html）からダウンロードしてお使いください。この手引きの各ページをそのまま使用することは出来ませんので、ご注意ください。

平成29年10月



厚生労働省健康局がん・疾病対策課 B型肝炎訴訟対策室

<和解後の給付金等の請求手続に関する照会先>

社会保険診療報酬支払基金 給付金等支給相談窓口

電話：0120-918-027（直通）

受付時間：午前9時から午後5時まで

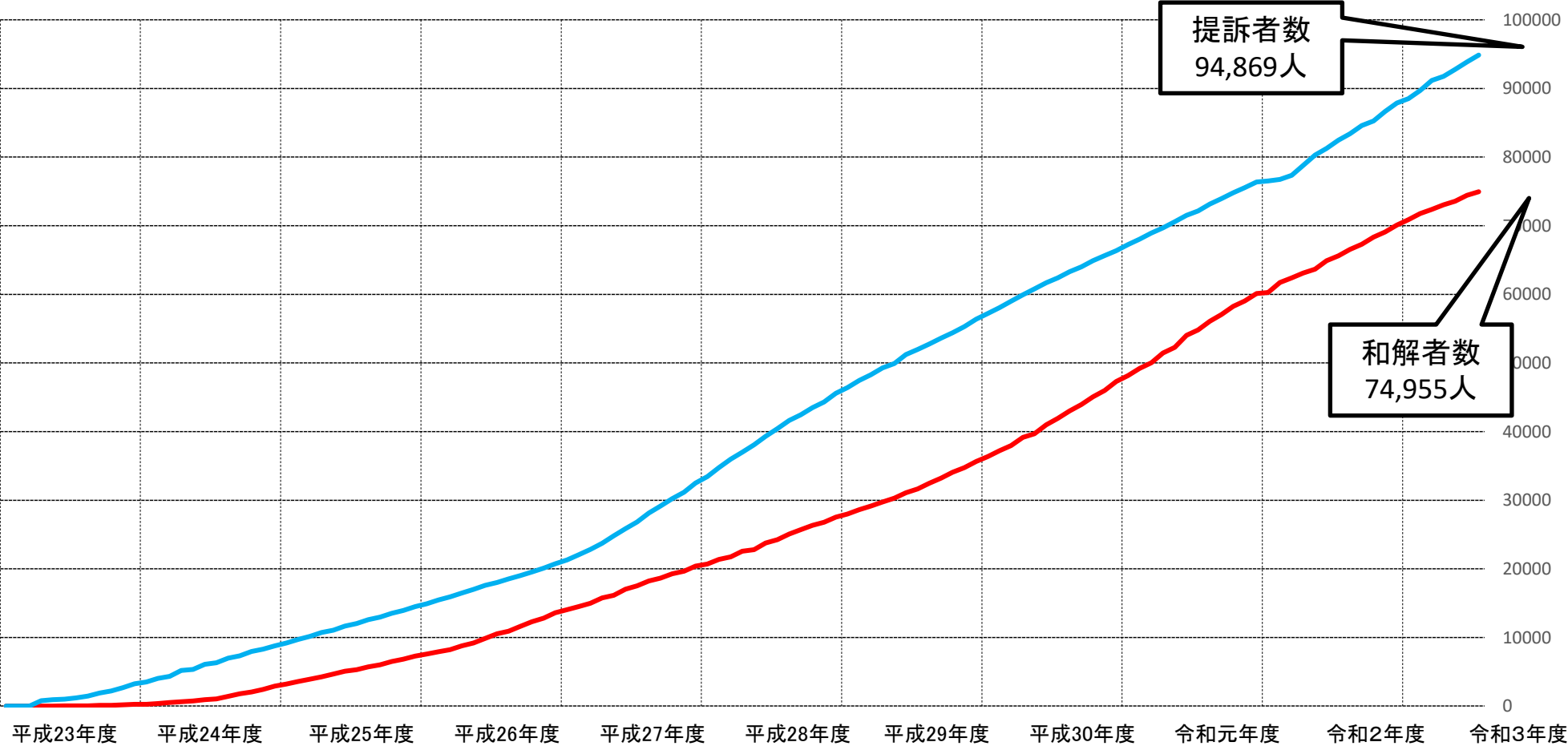
月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

社会保険診療報酬支払基金ホームページ

<http://www.ssk.or.jp/jigyonaiyo/kanen/index.html>

B型肝炎訴訟提訴者数及び和解者数の推移(累計)

(令和3年10月末時点)



単位: 人

	H24年3月 (平成23年度末)	H25年3月 (平成24年度末)	H26年3月 (平成25年度末)	H27年3月 (平成26年度末)	H28年3月 (平成27年度末)	H29年3月 (平成28年度末)	H30年3月 (平成29年度末)	H31年3月 (平成30年度末)	R2年3月 (令和元年度末)	R3年3月 (令和2年度末)
提訴者数	3,226	8,782	14,498	20,748	32,504	45,580	56,385	66,345	76,376	87,902
和解者数	251	2,913	7,299	13,578	20,404	27,521	35,652	47,318	60,126	70,092

	R02年 11月	R02年 12月	R03年 1月	R03年 2月	R03年 3月	R03年 4月	R03年 5月	R03年 6月	R03年 7月	R03年 8月	R03年 9月	R03年 10月
提訴者数	83,399	84,594	85,277	86,665	87,902	88,520	89,706	91,158	91,775	92,784	93,855	94,869
和解者数	66,551	67,294	68,350	69,098	70,092	70,864	71,777	72,369	73,059	73,581	74,445	74,955

C型肝炎特別措置法に基づく給付金の請求について

- 感染被害者の製剤投与の時期を問わない早期・一律救済の要請にこたえるべく、議員立法により施行。（平成20年1月16日）。
- 特定の血液製剤（特定フィブリノゲン製剤、特定血液凝固第Ⅸ因子製剤）の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染された方又は相続人に対し、症状に応じて給付金を支給。給付金の支給後20年以内に症状が進行した場合、差額を追加給付金として支給。

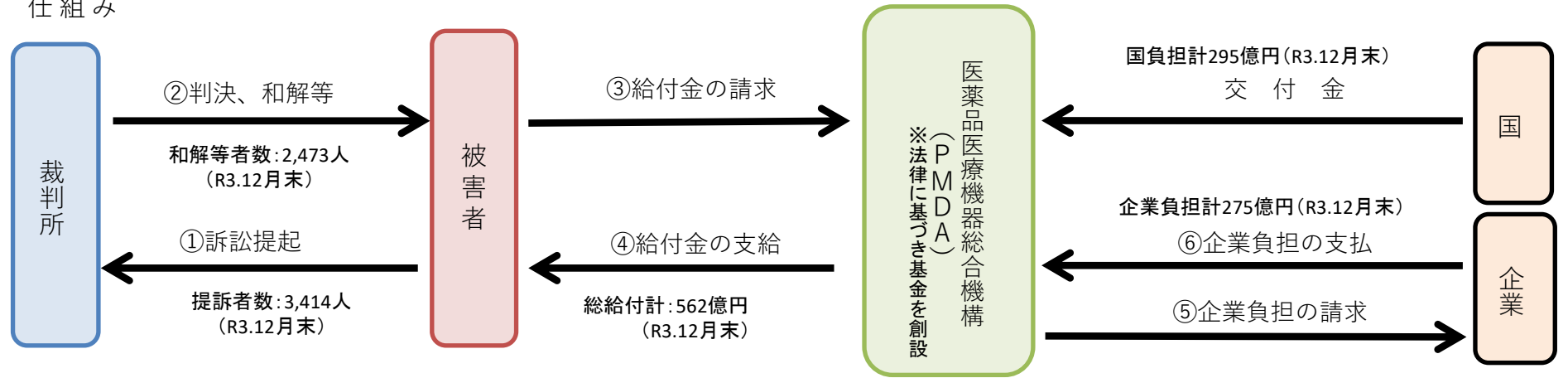
【給付内容】肝がん・肝硬変、死亡：4,000万円 慢性肝炎：2,000万円 無症候性キャリア：1,200万円

- 給付を受けようとする者は、給付対象者であることを裁判手続の中で確認の上、証明資料（判決、和解等）と併せて、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に請求を行う。

裁判所への「訴えの提起」等は、2023年(令和5年)1月15日(法施行後15年)まで（→日曜日のため1月16日まで）に行わなければならない。※

※平成29年法改正（H29.12.15施行）により、訴えの提起等の期限が延長（法施行後10年→15年）

仕組み



「C型肝炎特別措置法に基づく給付金の制度」の周知について、ご協力をお願いします。

詳しくは、

厚生労働省 大量出血した方へ

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000150855.html>

身体障害者手帳における肝臓機能障害の認定基準の見直し

見直しの経緯

- 従来は、肝機能障害の認定対象は、チャイルド・ピュー分類C（※）が対象
- 患者団体より「チャイルドピュー分類Cは厳しすぎ、チャイルド・ピュー分類Bであっても日常生活の制限の実態がある」とのご意見
- 平成27年5月から「肝機能障害認定基準に関する検討会」を開催し、平成27年9月検討会報告書のとりまとめ → 基準の見直し

※血液検査等の値に応じた点数による国際的な肝機能障害の重症度分類で、3段階（A、B、C）のうち、最も重症であるグレードCに該当する患者が対象。

見直し

[平成28年4月1日施行]

【認定対象】

- チャイルド・ピュー分類Cから分類Bに拡大

【1級・2級の要件の緩和】

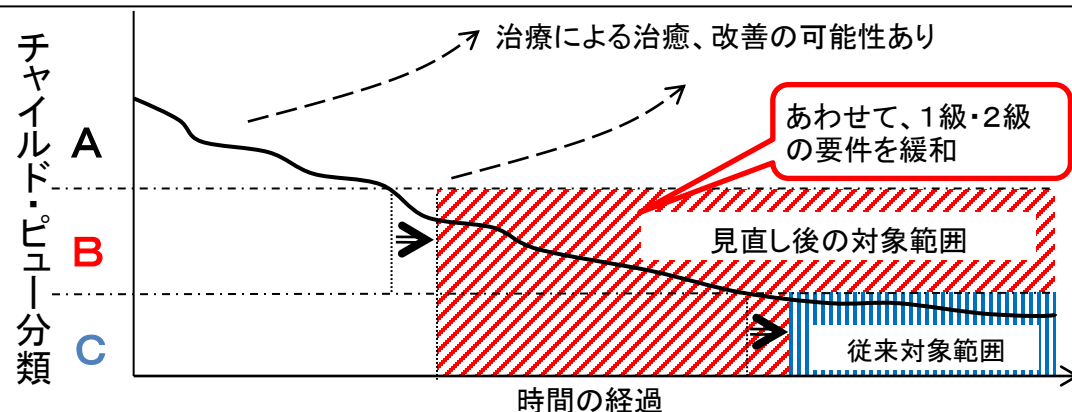
- 日常生活の制限にかかる指標の見直し

血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち1項目以上が3点

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値の項目のうち肝性脳症又は腹水の項目を含む3項目以上が2点以上

【再認定の導入】

- 1年以上5年以内に再認定（チャイルド・ピュー分類Bの場合）



障害認定に関する関係機関

- 都道府県、指定都市、中核市[認定機関]
 - ・基準の見直しの趣旨を踏まえた認定
 - ・関係機関、住民への基準の見直し内容の周知
- 指定医
 - ・基準の見直しの趣旨を踏まえた診断書・意見書の作成
- 指定都市、中核市以外の市町村[窓口]
 - ・関係機関、住民への基準の見直し内容の周知
- 医療機関
 - ・肝炎拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医それぞれの立場での基準の見直しの趣旨を踏まえた対応
 - ・患者への基準の見直し内容の周知

（参考）新規認定の状況

		総数	1級	2級	3級	4級
↑施行前 ↓施行後	平成27年度	1,036	650	239	81	66
	平成28年度	2,515	986	812	400	317
	平成29年度	1,904	758	580	307	259
	平成30年度	1,808	701	568	254	285
	令和元年度	1,810	629	585	276	320
	令和2年度	1,419	529	444	202	244

感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について

ウイルス性感染は感染症法に基づく届出が必要

A型肝炎、E型肝炎は4類感染症→**直ちに**届出をお願いします。

B型肝炎、C型肝炎、その他のウイルス性肝炎は5類感染症→**7日以内に**届出をお願いします。

急性肝炎が対象

届出の基準

- ・A型肝炎：PCR法による病原体の遺伝子の検出 または IgM抗体の検出
- ・B型肝炎：IgM HBc抗体の検出
 - ＞ 明らかなキャリアからの急性増悪例は含まない
- ・C型肝炎：抗体陰性で、HCV RNAまたはHCVコア抗原の検出
または ペア血清による抗体陽転又は抗体価の有意の上昇
 - ＞ 慢性肝疾患、無症候性キャリア及びこれらの急性増悪例は届出の対象ではない。
- ・E型肝炎：PCR法による病原体の遺伝子の検出
または IgM抗体もしくはIgA抗体の検出

今後とも日本の肝炎対策に、
何卒ご協力をよろしくお願い申し上げます。

